

# 差別・選別—「企業人教育」強行部 組合解体を狙う

## 分割・民営化前提のマル生教育 全員拒否で闘おう

国鉄当局が四月三日提案してきた「企業人教育」について、動労千葉は、申第二六号で労働条件、内容について説明を求めると共に、労働者に差別・選別をおよぼす同教育は中止すべきであると強く申し入れてきた。しかし、当局は四月十五日、同教育は団交事案ではないとして、何の回答もせず、一方的に募集を開始してきた。われわれは、当局の団交拒否—一方強行を徹底的に弾劾すると共に、分割・民営化を前提化した「マル生教育」そのものである「企業人教育」を断じて許さない取り組みを強化しよう。

### 差別・選別をおおる企業人教育

「企業人教育」についての当局提案は、  
1. 教育対象者

- (A) 大卒採用者、大学課程卒業生
- (B) 現業管理者、非現業係長クラス
- (C) 広く一般職員を対象とし、受講希望者を優先のうえ、本人の勤務成績等を勘案し、受講者を決定し実施する。（企業派遣体験者は除く）

2. 教育内容  
以上のほか、コンピューター教育等で学園に入学する職員に対して行うものを含めて、総体として約七万人を予定。

- 3. 実施箇所等  
・ 杉浦総裁「職員に語る」(VTR)  
・ 企業及び企業人について(討議、部外講師、演習、VTR)  
・ 私達をめぐる現状分析(討議)  
・ 活力ある職場づくり(民間企業の実践例研究、討議、VTR)  
・ 私のめざす企業人像  
・ 団体行動訓練
- 4. 実施時期  
各鉄道学園を中心に、部外講師及び民間企業経営者等の部外講師による。
- 5. 教育期間  
昭和六一年四月中旬以降約五ヶ月間

一回あたり、三日間又は四日間  
というもので、募集を四月十五日〜二四

日までとする。一般職員教育対象数は七万人中約四万五千人というものである。

### 組合解体のためのマル生教育許すな

この提案に明らかのように、「企業人教育」は①「分割・民営化」後の新会社を前提としたものであり、②本人の希望を優先と言いつつ、実は、勤務成績で選別する差別・選別攻撃であり、③従って具体的には、教育を受けた者は、あたかも新会社に行けるかの幻想をおおり、労働者を互に競い合い対立させる、許しがたい組織破壊攻撃である。④そして、教育内容は、思想教育Ⅱ「マル生」教育そのものである。

### 当局の手先Ⅱ動労革マル・真国労を全職場からたたき出せ

動労革マルは「鉄道事業の未来を拓くための教育の趣旨からすれば、今回の企業人教育については全面的に賛成であり、積極的に対応していく」とマル生の先兵をかかって出ている。

われわれは、募集に応じないことはもちろん、当局の一方強行を弾劾し、あくまで団体交渉を追求しつつ、「分割・民営化」の既成事実づくり、差別・選別、労働運動の解体を断じて許さない闘いをさらに強化しよう。